

公立大学法人横浜市立大学非常勤講師就業規則

制 定 令和7年4月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）非常勤講師（以下「非常勤講師」という。）の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定めるもののほか、非常勤講師の就業に関する事項は、公立大学法人横浜市立大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤就業規則」という。）、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令の定めるところによる。ただし、非常勤就業規則第3条から第7条、第14条、第16条から第32条、第34条、第35条、第41条から第45条、第49条、第54条は適用しない。

(採用)

第2条 非常勤講師の採用は、講義に従事する学部又は研究科の運営会議の議に基づき、理事長が行う。

2 非常勤講師として雇用される者は、履歴書及び教育研究業績書を提出しなければならない。ただし、次条に定める雇用期間の満了後、引き続き非常勤講師として雇用される者は、この限りではない。

(契約期間及び契約の更新)

第3条 非常勤講師の契約期間は、一の会計年度を限度として定めるものとする。

2 前項の契約期間が満了した場合の更新については、業務量や勤務実績等を勘案して行うものとする。

3 採用又は契約を更新しようとする日において、年齢が満70歳に達し、かつ、その日以後の最初の3月31日を超えることとなる場合には、採用又は契約の更新をすることができない。

4 契約の更新をした後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合（あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。）には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までにその旨予告するものとする。

(期間の定めのない雇用への転換)

第4条 この規則により雇用される期間その他本学における期間の定めのある雇用の期間を通算した期間が5年を超える者が、現に締結している契約の期間の満了する日の30日前までに所定の様式により期間の定めのない雇用への転換を申し出たときは、労働契約法その他の法令の定めるところにより、当該契約の期間の満了する日の翌日から期間の定めのない雇用となる。

2 前項の規定による申出に基づき期間の定めのない雇用となった者については、前条の規定は適用しない。

3 第1項の規定による申出に基づき期間の定めのない雇用となった者の労働条件については、原則として、期間の定めのない雇用への転換を申し出た日における労働条件と同一の労働条件とする。ただし、カリキュラムの改訂等により、担当する授

業等が増加し、又は減少する場合は、第8条に規定する勤務時間数を変更することができるものとする。

（期間の定めのない雇用となった者の定年退職の日）

第5条 前条の規定により期間の定めのない雇用となった者の定年は、満70歳とし、定年退職の日は、定年に達した日以後の最初の3月31日とする。ただし、定年に達した日以後の最初の3月31日を超えて期間の定めのない雇用となった場合の定年退職の日は、当該期間の定めのない雇用となった日以後の最初の3月31日とする。

（新規採用者の提出書類）

第6条 第2条の規定により、新たに非常勤講師として採用された者は、履歴書の他、理事長が必要と認める書類を求められた場合、提出しなければならない。

2 非常勤講師は、前項により提出した書類の内容に変更があった場合には、遅滞なく理事長に届け出なければならない。

（業務内容）

第7条 非常勤講師の業務内容は理事長が定め、雇用契約書をもって非常勤講師に提示する。

（勤務時間）

第8条 非常勤講師の勤務日、勤務時間は、理事長が定め、雇用契約書をもって非常勤講師に提示する。

（年次休暇）

第9条 年次休暇とは、理事長の承認を得て、指定された勤務日に賃金の支給を受けて勤務しない日または期間をいう。

2 非常勤講師の雇用される期間が6月を超える場合には、1年間の所定労働日数に従い、別表1により年次休暇を雇用開始日に与える。

3 非常勤講師が雇用契約を締結するとき、当該契約の前日まで引き続いた雇用契約を結んでいた場合、前項の規定にかかわらず、雇用期間及び1年間の所定労働日数に基づき別表2の年次休暇を与える。ただし、直近の契約に基づく所定労働日のうち、8割に満たない勤務であった場合は本条第2項を適用する。

4 前各項に定める年次休暇は、雇用期間終了後に引き続いて雇用契約を締結したとき、終了時点での残りの年次休暇日数について、次の会計年度に限り20日を限度に繰り越すことができる。

5 年次休暇は、原則として1日を単位とする。

6 第2項又は第3項の規定により、年次休暇が10日以上与えられた非常勤講師に対しては、付与日の属する年度内に、当該非常勤講師の有する年次休暇日数のうち5日について、理事長が非常勤講師の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、非常勤講師が第2項、第3項又は第4項の規定により付与された年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

（特別休暇）

第9条の2 特別休暇とは、理事長の承認を得て勤務日に勤務しない日又は期間をい

い、生理日休暇、公民権行使休暇、母性健康管理に関する休暇、育児時間、子の看護等休暇及び介護休暇とする。

2 特別休暇は、無給とする。

(生理日休暇)

第9条の3 女子の非常勤講師が、生理日の就業が著しく困難である場合に、生理日休暇を与える。

2 取得は1日単位とする。

(公民権行使休暇)

第9条の4 非常勤講師が選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な期間を請求した場合に、公民権行使休暇を与える。ただし、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

2 取得は1分単位とする。

(母性健康管理に関する休暇)

第9条の5 非常勤講師が、妊娠中の保健指導・健康診査(以下「保健指導等」という。)を受ける場合に、勤務時間の範囲内で必要と認められる時間に付与する。

2 休暇の回数については別表第3に定めるところによる。

3 妊娠中の非常勤講師が、通勤に利用する交通機関の混雑により母体又は胎児の健康保持に影響を受ける場合及び医師や助産師(以下「医師等」という。)により通勤緩和の指導を受けた場合(交通用具利用者及び徒歩を含む。)に、通勤時間の始め又は終わりにおいて1日につき1時間を超えない範囲内(1日の勤務時間が7時間45分に満たない場合においては30分を越えない範囲内)において、15分単位で付与する。

4 妊娠中の非常勤講師が、作業等により母体又は胎児の健康保持に影響を受ける場合及び医師等により休養に関する措置について指導を受けた場合に、1日につき45分を超えない範囲内において、15分単位で付与する。ただし、医師等から特に時間の指導がある場合には、指導された時間とする。なお、勤務時間の始め又は終わりにつけることはできない。

5 妊娠中の非常勤講師が、妊娠に起因すると認められる障害のため勤務することが著しく困難な場合に、7日の範囲内において、半日又は1日を単位として付与する。ただし、原則として、産前休暇に継続して取得することはできない。なお、妊娠4箇月(85日)未満で死産及び流産した場合は、残日数の範囲内で付与する。

(育児時間)

第9条の6 非常勤講師(男性の非常勤講師にあっては、育児時間の承認を受けようとする期間において、その配偶者が当該申請に係る子を育てることができる場合を除く。)が生後1年に達しない子を育てる場合に、60分以内の期間(男性の非常勤講師にあっては、当該育児時間の請求に係る子についてその配偶者が取得する育児時間の時間を60分から差し引いた期間を超えない期間)、育児時間を与える。

2 取得は30分単位とする。

(子の看護等休暇)

第9条の7 小学校第3学年修了の日までの間にある子（子に準ずる者も含む。）を養育する非常勤講師が、当該子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病予防のための予防接種や健康診断を受けさせるための当該子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業等になった当該子の世話をを行うこと又は当該子の入園式、入学式、卒園式へ参加することをいう。）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合、当該休暇年度において、5日まで（当該子が2人以上の場合は10日まで）取得することができる。

2 前項の「子に準ずる者」とは次の各号に掲げる者であつて職員が養育しているものとする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子
- (2) その他職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者

3 前項の規定にかかわらず、労使協定により除外されることとされた1週間の所定労働日数が2日以下の者については、子の看護等休暇を取得することはできない。

4 取得は1日または1時間単位とする。

（介護休暇）

第9条の8 非常勤講師が配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にあると理事長が認める者）、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とするものの世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合、当該休暇年度において、5日まで（要介護者が2人以上の場合は10日まで）取得することができる。

2 前項の規定にかかわらず、労使協定により除外されることとされた1週間の所定労働日数が2日以下の者については、介護休暇を取得することはできない。

3 取得は1日または1時間単位とする。

（年次有給休暇及び特別休暇の請求）

第9条の9 非常勤講師は、年次有給休暇及び特別休暇を取得しようとする場合は、所定の手続きによりその前日までに理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由により前日までに請求できない場合は、その事由を付して速やかに請求しなければならない。

2 理事長は、前項により非常勤講師が指定する時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、休暇の時季を変更することがある。

3 理事長は、特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（退職）

第10条 非常勤講師は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、非常勤講師としての身分を失う。

- (1) 雇用期間が満了した場合
- (2) 退職を申し出て、理事長から承認された場合

- (3) 死亡した場合
 - (4) 満70歳に達した場合又は70歳を超えて採用された者・・・満70歳に達した日以後最初の3月31日又は採用日以後最初の3月31日
- 2 前項第2号の規定により退職する場合には、非常勤講師は退職を希望する日の1箇月前までに、理事長に願い出なければならない。
- 3 第1項第4号の規定により退職する者のうち、理事長が特に必要と認める場合にあっては、同号規定の日を最長1年まで延長することができる。

(解雇)

第11条 理事長は、非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを解雇することができる。

- (1) 著しく勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障により勤務をすることができなくなった場合
- (3) 刑事事件に関し処罰された場合
- (4) 経歴を偽り、その他不正手段を用いて採用された場合
- (5) その他職務上の義務に違反し、又は法人の職員としてふさわしくない非行のあった場合
- (6) 講義又は実験の指導等に従事する授業科目が開講されない場合
- (7) 事業の休廃止又は縮小その他事業の運営上やむを得ない場合、かつ他に適当な配置先がない場合
- (8) 「公立大学法人横浜市立大学ハラスメントの防止に関する規程」第2条に定めるハラスメントを行った場合。
- (9) その他前各号に準ずるやむを得ない事情が生じた場合

- 2 前項の規定により非常勤講師を解雇するときは、解雇する日の30日前までにその旨を当該非常勤講師に通告し、又は30日分の平均賃金を支給する。
- 3 前項の通告の日から解雇する日までの日数について、平均賃金を支給する場合には、その日数分を30日から減じた日数とすることができる。

(出産にかかる休業)

第12条 非常勤講師は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日の後8週間までの期間のうち、必要とされる期間について出産にかかる休業を取得することができる。

- 2 非常勤講師が前項の規定による休業を取得する場合は、休業する期間その他必要事項を理事長へ申請しなければならない。
- 3 出産にかかる休業は、無給とする。

(育児にかかる休業)

第12条の2 育児のために休業することを希望する非常勤講師であって、原則1歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により育児休業（出生時育児休業を除く。）をすることができる。ただし、子が1歳6か月に達する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合は除く。

- 2 取得の要件及び期間に関する事項は、公立大学法人横浜市立大学非常勤職員の育児・介護休業等に関する規程（以下、「非常勤育児・介護規程」という。）第2条か

ら第3条までを準用する。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、労使協定により除外されることとされた次の非常勤講師については育児休業することは出来ない。

- (1) 休業の申出があった日から起算して、1年以内に退職することが明らかな者
- (2) 1週間に授業を担当する日数が2日以下の者

4 育児にかかる休業は、無給とする。

(出生時育児休業)

第12条の3 育児のために休業することを希望する非常勤講師であって、非常勤講師就業規則第12条に規定する出産休暇を取得しておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、申出により出生時育児休業をすることができる。ただし、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限る。

2 取得の要件及び期間に関する事項は、非常勤育児・介護規程第3条の2から第3条の5までを準用する。

3 出生時育児休業にかかる休業は、無給とする。

(介護にかかる休業)

第12条の4 要介護状態にある家族を介護する非常勤講師は、申出により、介護休業を必要とする家族1人につき、要介護状態ごとに3回、通算93日までの範囲内で休業をすることができる。ただし、申出時点において、介護休業を開始しようとする日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに雇用契約の期間が満了し、かつ、契約が更新されないことが明らかでない場合に限る。

2 取得の要件及び期間に関する事項は、非常勤育児・介護規程第6条及び第7条を準用する。

3 介護休業にかかる休業は、無給とする。

(賃金等)

第13条 非常勤講師に対しては、出勤簿に記録された出講回数に応じて賃金を支給する。

2 授業1コマの実施に係る賃金単価は次のとおりとする。

| 本務先職位等 | 横浜市立大学 | | |
|--------|----------------|----------------|-----------|
| | 学部 | 大学院 | 備考 |
| 教授 | 13,200 (6,600) | 13,600 (6,800) | 大卒後 25年以上 |
| 准教授 | 12,200 (6,100) | 12,600 (6,300) | 大卒後 15年以上 |
| 講師 | 11,200 (5,600) | 11,600 (5,800) | |

※括弧内は、1時間(60分)の単価

3 前項の賃金の額は、非常勤講師の本務先の職を、本務先職位等の欄に当てはめ定める。

- 4 前項にかかわらず、非常勤講師の本務先が大学ではない場合は、非常勤講師が大学を卒業してからの年数（以下「大卒後年数」という。）を備考欄に記載する大卒後年数に当てはめ定める。
- 5 本務先が大学である非常勤講師について、本務先の職に該当する賃金に比して、大卒後年数により定める賃金が有利なときは、大卒後年数による賃金とすることができる。
- 6 1回の従事につき、30分以上の端数が生じた場合は、従事した時間を1時間に繰り上げることができる。
- 7 履修登録期間を含め、受講者が確定するまでの期間に講義を行うときは、賃金を支給する。

（時間外労働手当）

第14条 時間外労働手当は、第8条の規定により定められた非常勤講師の所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた当該非常勤講師に支給する。

- 2 時間外労働手当の額は、所定の勤務時間を超えて勤務した時間（以下「超過勤務時間」という。）1時間につき、第13条第2項に規定する時間給の額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 所定の勤務時間と超過勤務時間の合計が1日7時間45分又は1週間38時間45分を超えない場合の当該超過勤務時間100分の100（その勤務が深夜である場合は、100分の125）
 - (2) 所定の勤務時間と超過勤務時間の合計が1日7時間45分又は1週間38時間45分を超える場合の当該超える超過勤務時間100分の125（その勤務が深夜である場合は、100分の150）
 - (3) 前号に該当する超過勤務時間が1月60時間を超える場合の当該超える超過勤務時間100分の150（その勤務が深夜である場合は、100分の175）

（実験・実習科目）

第15条 3コマ連続で実施する実験科目（集中講義を除く）は、第13条第2項にかかわらず1.5コマ分の扱いとして賃金を支給する。ただし、医学部医学科及び医学研究科医科学専攻の実験・実習科目においては、第13条第2項にかかわらず60分単価に時間数を乗じた金額の賃金を支給する。

（交通費）

第16条 交通費は、公立大学法人横浜市立大学旅費規程に基づき、出講回数に応じて実費相当分を支給するものとする。ただし、1月の支給上限額は、5万5千円とする。

- 2 運賃改定による支給額の変更は、行わない。
- 3 交通費の支給額は、振込依頼書及び通勤届にて届出がなされ、妥当と認められた場合にのみ変更できるものとする。
- 4 講義のない日に打ち合わせその他のために大学に出勤した場合は、交通費を支給する。

（出勤簿）

第17条 出勤した非常勤講師は、自らが出勤したことを記録しなければならない。

(賃金の支給方法等)

第 18 条 賃金の締切日、支給日については、理事長が雇用契約書をもって非常勤講師に提示する。

(賃金からの控除)

第 19 条 理事長は、非常勤講師に賃金を支給するときは、必要に応じてその賃金から次のものを控除する。

- (1) 所得税源泉徴収額
- (2) 雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の非常勤講師負担額
- (3) 労働組合の組合費
- (4) 他の賃金支給日における賃金の支給に際し生じた過払い金

(委任)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、学部又は研究科の運営会議の議に基づき、理事長が定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 (第 9 条第 2 項関係)

| | | | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------|-------|
| 1 年間の 所定労働日数 | 169 日～ 216 日 | 121 日～ 168 日 | 73 日～ 120 日 | 48 日～ 72 日 | ～47 日 |
| 付与日数 | 7 日 | 5 日 | 3 日 | 1 日 | 0 日 |

別表 2 (第 9 条第 3 項関係)

| 付与日数 | 1 年間の 所定労働日数 | 雇用開始日時点での連続した雇用期間 | | | | | |
|------|-----------------|-------------------|------|------|------|------|------|
| | | 1 年超 | 2 年超 | 3 年超 | 4 年超 | 5 年超 | 6 年超 |
| 付与日数 | 169 日～216 日 | 8 日 | 9 日 | 10 日 | 12 日 | 13 日 | 15 日 |
| | 121 日～168 日 | 6 日 | 6 日 | 8 日 | 9 日 | 10 日 | 11 日 |
| | 73 日～120 日 | 4 日 | 4 日 | 5 日 | 6 日 | 6 日 | 7 日 |
| | 48 日～72 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 3 日 | 3 日 |
| | ～47 日 | 0 日 | 0 日 | 0 日 | 0 日 | 0 日 | 0 日 |

別表 3 (第 9 条の 5 第 2 項関係)

| 区分 | 回数 |
|------------------|-----------|
| 妊娠 23 週まで | 4 週間に 1 回 |
| 妊娠 24 週から 35 週まで | 2 週間に 1 回 |
| 妊娠 36 週以後出産まで | 1 週間に 1 回 |